

社会福祉法人青木橋福社会役員・評議員名簿

2020年4月1日現在

職名	氏名
評議員	曾根 護
評議員	岡田 修二
評議員	藪崎 宰一
評議員	松田 伸
評議員	松下 哲寿
評議員	岩原 恵子
評議員	香川 福子

職名	氏名
理事長	岡野 愛子
理事	杉本 正行
理事	北川 明夫
理事	大石 喜久代
理事	永野 紀子
理事	村松 由紀子
監事	深田 正一
監事	青島 一隆

社会福祉法人青木橋福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青木橋福社会の役員及び評議員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事・監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う事ができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬費)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う事ができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合は、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日に合わせて苦情対応第三者委員会に係る業務を行った場合は、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

5 出張旅費の支給対象地域は藤枝市外とする。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出張復命書の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2017年4月1日より適用する。

この規程は、2018年6月20日より適用する。

役員報酬 別表 1 (日額)

名 称	報 酬
評議委員会出席報酬等	5,000 円
理事会出席報酬等	3,000 円
苦情対応第三者委員	3,000 円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	5.000 円
理事業務報酬費	5.000 円
監事監査指導報酬等	5.000 円
苦情対応第三者委員	5.000 円

別表 3 (日額)

交通費	宿泊費	報 酬
実 費		5 0 0 0 円